

昭和二十五年二月十七日受領
答 弁 第 三 五 号

(質問の 三五)

内閣衆質第二二号

昭和二十五年二月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員春日正一君提出三菱電機株式会社と兵庫警察署との結託による労働運動弾圧事件に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員春日正一君提出三菱電機株式会社と兵庫警察署との結託による労働運動弾圧

事件に関する質問に対する答弁書

質問主意書には薬師寺外三名の逮捕の理由は、単にガラス四枚を破損したとあるが、それは事実を反している。

薬師寺外三名は、一月十一日同人等が三菱電機神戸製作所の労働争議に際し、多衆のデモ隊の先頭に立ち、スクラムを組んで同会社所長室入口に押しかけ、同所附近の警戒に当たっていた会社側の警戒員数名に対し暴行を加え、多衆の威力をもつて右所長室内に乱入し、室内の器物を損壊し、右所長外数名に対し暴行脅迫をなしたという被疑事実にもとずき、一月十八日に至り、裁判官の令状によつて逮捕及び家宅搜索をされたものである。現在右事件の被疑者中一名は神戸家庭裁判所に送致し、その余は神戸地方検察庁において処理中であるが、薬師寺外三名はいずれも検察庁においてすでに一月三十一日身柄を釈放している。

本件について、神戸地方検察庁における処理の結果は、追つて判明するものと思うが、本件について目

下のところ警察側の不当弾圧と認める事情はない。なお、労働運動については、不当弾圧に陥ることのな
いよう重ねて注意を喚起しておるところであり、今後とも御趣旨の点は充分留意いたしたい。

質問主意書第三点については、前記のデモ隊の乱入に際し、会社側の警戒要請に対し所轄警察署より視
察員を現場に派遣し、組合幹部の統制により混乱を収むべき旨勧告した事実はあるが、その結果混乱は漸
次収まったもので挑発したような事実はない。質問主意書第四点及び第五点について、そのような事実は
ない。

右答弁する。